

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方に関する 当協会の意見

2025年7月18日

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
JUSA

1. クラウド技術やネットワーク品質の進展に合わせて世界的に電話のサービスは進化しています。音声市場が縮小傾向であると判断して投資に抑制的である事業者がいる一方で、世界中のユニファイド通信事業者（電話転送サービス事業者）は、新しい技術・イノベーションと共に有望な市場であると認識し、積極的な開発競争・サービス競争を日々すすめています。日本の電話市場の発展が阻害されないよう、善良な新規事業者が不利にならないような規制を希望します。
2. 卸元事業者が卸先事業者の認定状況を確認することが徹底されることにより、無認定事業者による番号の使用の抑止に大きな効果が期待されます。
3. 一方で番号のサプライチェーンは多くの国において多様且つ多重的に形成されており、1事業者が多数の事業者から同種の番号の提供を受け、また多数の事業者に再卸することは極めて一般的です。これは日本においても同様です。国内外の多数の事業者が日本の番号を取得し、役務提供していることを鑑みれば、番号使用計画認定の事前取得をサプライチェーン全体に確実に浸透させることだけでなく、違反した事業者を早期に検知し、サプライチェーン全体から排除していく取り組みも極めて重要です。
4. 法令遵守する善良な事業者が、法令を遵守しない事業者よりも競争上不利となるケースが多くあります。一部の事業者からは「法令遵守しなかった場合の不利益は何か」「他の卸元事業者は確認などしていない」と言われるケースがあります。法令を遵守しない事業者に対して積極的に処分等を行うことや、その処分状況を積極的に公表するなど、法令違反を抑止するための積極的な対応を希望します。
5. 真面目に事業を行っている善良な事業者の負担を最小化し、効率的で確実な確認・運用を確保するためだけでなく、外国事業者の法令遵守を推進するためにも、ルールはできるだけシンプルに（条件分岐が無い）することを希望します。

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

項	目	認定基準の追加関係 1. 規律の対象となる電気通信番号の種別
論	点	令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性でよい。
当協会	の意見	- 令和6年における「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」に関する最終答申の内容を踏まえ、特殊詐欺に利用された番号の大半が、固定電話番号、特定IP電話番号、音声伝送用携帯電話番号であることから、これらの番号種別を対象とすることに賛同。 - 特殊詐欺に利用された電話番号の種別については、今後もその動向を継続的に確認し、必要に応じて見直しを適時実施することが重要と考えます。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

項	目	認定基準の追加関係 2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類
論	点	- 令和7年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。 - 総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられるか。
当協会	の意見	- 総務省における電気通信番号使用計画の認定申請書類として、事業計画、需要見込み、資金計画等を審査対象とすることに異論はありません。 - 一方で、クラウド電話やクラウドPBX、CPaaS事業など、急速に世界で普及が進んでいる次世代の通信サービスの発展が阻害されないよう、配慮をお願いします。

3. 詐欺罪等を利用されるおそれが高い者の要件

項	目	認定基準の追加関係 3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等を利用されるおそれが高い者の要件
論	点	- 詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪は一律に欠格事由とされる一方、窃盗罪（軽微な万引き等を含む）は一律排除ではなく、個別の行為態様・重大性を踏まえ、認定判断する方針。 - 特殊詐欺で電気通信番号を悪用した「受け子」等として窃盗罪で処罰された者を省令で排除対象とすることが考えられるか。 - 認定取消しを受けた法人の元役員がすぐに別法人で再申請するケースを防ぐため、そのような役員も排除対象とすることを省令で定めることが考えられるか。
当協会の意見		- 電話番号を悪用した特殊詐欺に関連し、「窃盗罪で処罰された者」や「認定取消しを受けた法人の当時の役員」を排除対象として省令で規定することに賛同。 - 特殊詐欺犯罪に電気通信番号が悪用されないよう、積極的に運用されるべき。

4. 役務の継続性があると認められる基準

項目	卸元事業者への義務付け関係 4. 役務の継続性があると認められる基準
論点	- 短命覚悟で悪意を持って参入する事業者が増加傾向にある。 - 令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。 a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと - 電気通信事業を含む業に係る製品・サービス提供実績が6ヶ月以上、総務省から認定を直接受けている場合、継続性ありと判断できるか。 - 新規参入事業者は実績のあるグループ企業に組織再編等で新会社が設立されたり役員に一定の従事経験がある者がいる場合は継続性ありと判断できるか。 - その他の要件
当協会の意見	- 事業継続期間6ヶ月、電気通信番号使用計画の認定、グループ再編等による新会社設立、役員の中に一定の従事経験者があるとするについては異論ありません。 - 一方で、従事経験の評価については、クラウド電話やCPaaS事業など、次世代の通信事業における従事経験なども評価されるように配慮をお願いします。

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

項	目	卸元事業者への義務付け関係 5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数
論	点	電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者が卸提供する番号数の上限が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外でよい。
当協会	の意見	- 卸番号数50以下の卸取引は多くの実績があります。プロダクトの開発サイクルが年々短くなる中、企業の課部門や担当者レベルでトライアル的に事業を開始するケースも多く、このようなケースでは多くの場合、事業計画等の作成を行わないケースも多い。少数の番号を取得するためにそれらを作成するとなれば、サービス開発の阻害となるだけでなく、日本の事業者の競争力が相対的に低下してしまう恐れがあります。 - そのため原案通り、軽微な番号数における卸取引については原案通り適用除外とすることを希望します。

6. 卸電気通信役務を提供時の確認義務の履行方法 1/2

項	目	卸元事業者への義務付け関係 6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法
論	点	卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者の確認方法をどのように定めるべきか。 ①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無 ・ 認定事業者：認定証の提示を受けることで確認 ・ みなし認定事業者：標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けることで確認 ・ 現認定書には認定番号、種別の情報が未記載だが、認定書の様式見直しが必要か。
当協会	の意見	1. 民間の認証の取得状況や事業者団体等における活動実績、公知の情報や検索サービスの情報等、実態上の活動や取り組みの確認など、よりリアリティのある事業継続性の確認についても認めていただきたい。 2. 認定書の様式見直しに強く賛同。正しい確認を実施するために、番号使用計画認定書では番号種別、番号種別ごとの役務の種類（クラウド電話なのか、固定電話なのか等）、および番号種別毎の卸元事業者名（事業者コード。後述）の記載が必要。 3. 事業者コードについて：事業者名称による確認・管理は（外国事業者等も含め）表記に揺らぎが発生するなどその識別性・効率性に課題がある。 4. そのため、認定事業者コードを付番し、各事業者の番号使用計画認定や使用状況報告に記載・使用することで事業者間の契約や相手先確認、申請、報告等の手続きにおいて確実な運用が図れないか。

6. 卸電気通信役務を提供時の確認義務の履行方法 2/2

項 目	卸元事業者への義務付け関係 6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法
論 点	卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸先事業者の確認方法をどのように定めるべきか。 ②卸先事業者の役務継続性の有無 a. 事業継続の実績：契約書や料金請求書等で継続期間の確認 b. 総務省の直接認定：令和7年改正法施行後の認定証の確認 c. グループ再編等による新会社：親会社との関係書類（有価証券報告書・登記簿謄本）の確認 d. 役員に認定事業者での経験者がある場合：従事経験を示す書類（登記簿謄本など）の確認
当協会の意見	1. 卸先事業者の役務継続性の確認をa,b,c,dとすることに賛同。 2. 民間の認証の取得状況や事業者団体等における活動実績、その他公知の情報や検索サービスの情報等、実態上の活動や取り組みの確認など、よりリアリティのある確認についても認めていただきたい。 3. 事業者が外国で行っているサービスをもって、新たに日本市場に参入する場合も非常に多い。外国企業に対する参入障壁とならないように、海外における事業継続実績、従事経験の評価等についても実態に則した形で認めていただきたい。

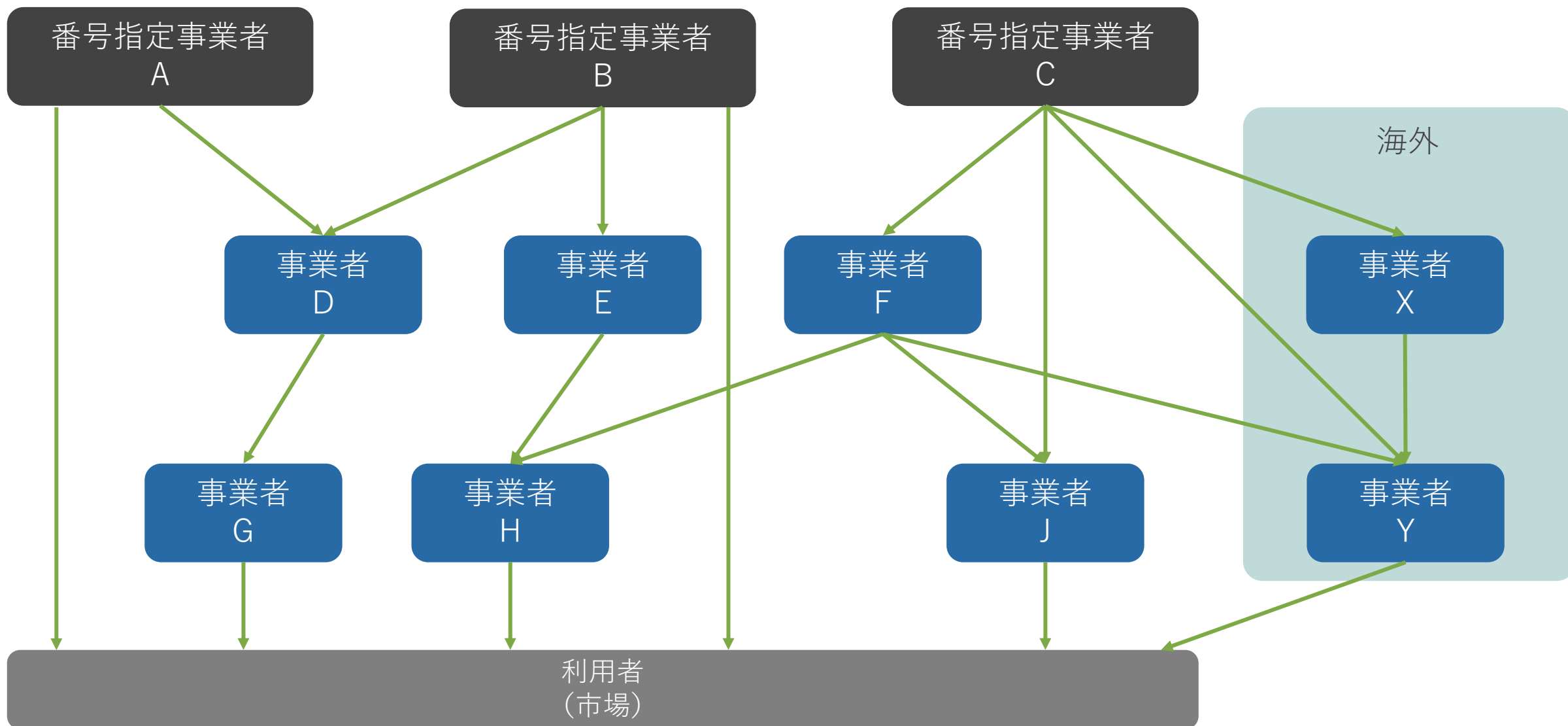
7. その他

項	目	その他 7. その他
論	点	その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。総務省としては、改正内容と整合性を保ちながら、省令・告示の見直しを検討する必要がある、具体的には、「みなし認定事業者」を含めた全事業者に対し、電気通信番号を使用する役務の卸元事業者名の報告義務を課す方向で、電気通信事業報告規則の改正が想定されている。
当協会の意見		1. みなし認定を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることに賛同。 2. 効率的で確実な確認や運用を確保するため、できるだけシンプルな（できるだけ条件分岐が無い）規制・ルールとしていただくことを希望。



参考資料

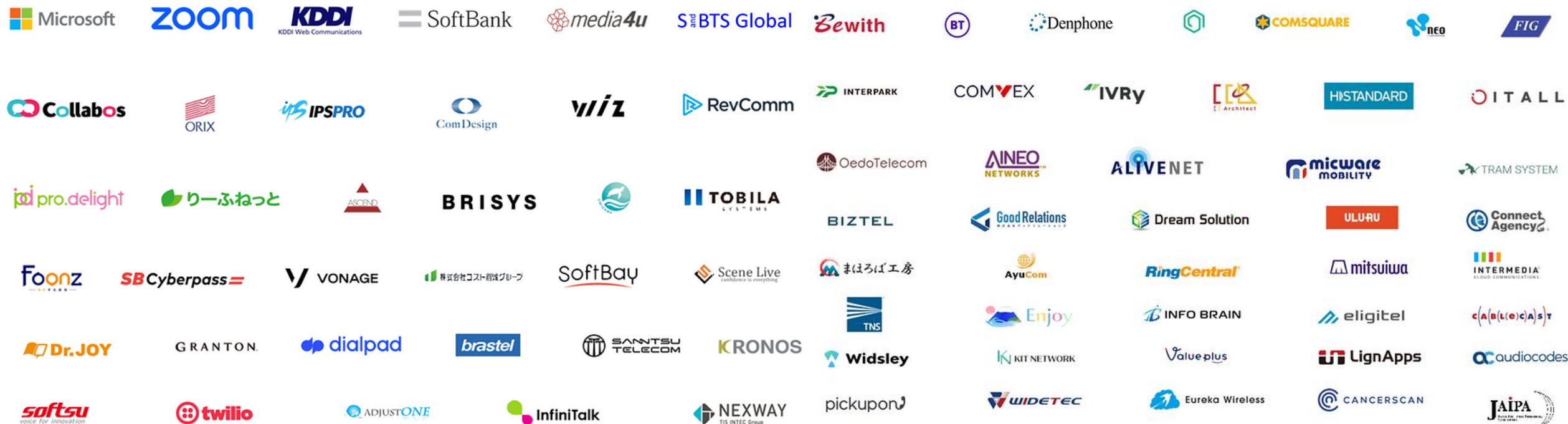
参考：番号のサプライチェーンの様態（イメージ）



日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)



- 次世代電話サービスの普及促進
- 2019年設立
- 現在76社



1 サービスの健全な普及・促進

ICTに触れ、使ってもらう
“良い事業者・サービス”の推進

2 事業環境の整備

会員事業者のビジネスの成長を支援

3 社会問題への対処

不正利用対策・防犯への貢献
善良事業者(JUSA事業者)が活躍できる市場

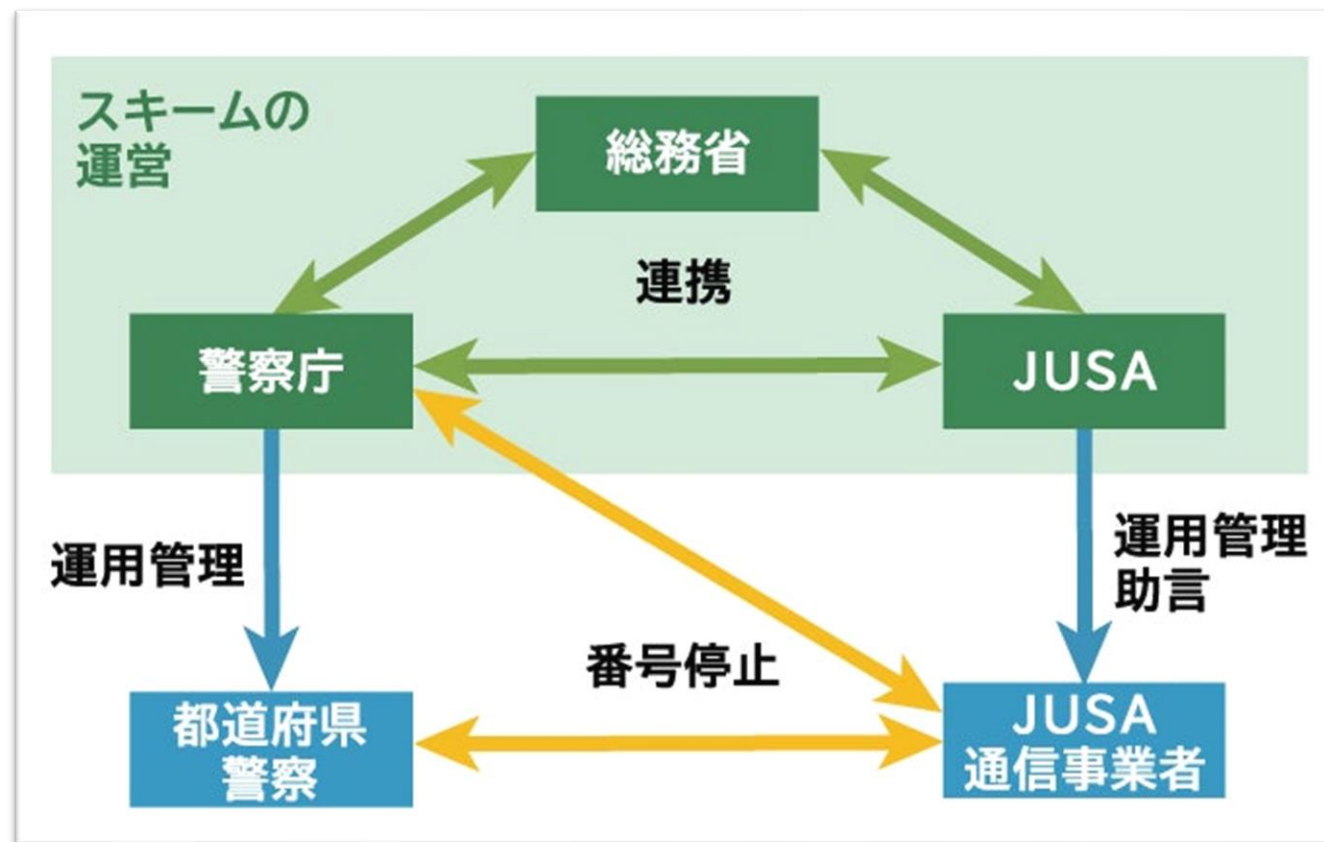
JUSAのこれまでの主な活動

- 2019/04 協会設立
- 2019/09 反特殊詐欺の共同声明
JUSAとJAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）の共同声明
- 2020/02 クラウド電話の標準識別音（通知音）の制定
ウェブサイトで消費者への周知を図り、善良事業者の判別のため警察に共有
- 2022/06 不適正な事業者やサービスの申告窓口の運用開始
申告のあった事業者情報等を総務省・警察へ共有
- 2022/11 総務省・警察庁・JUSAで番号停止スキームを運用開始
TCA殿と連携し、特殊詐欺等に用いられた番号を即時停止
- 2022/11 事業者向け法令遵守セミナー（第1回）
JUSA・TCA・JAIPA・テレサ・JCTA共催。その後第4回まで開催
- 2023/09 電話転送事業者向け無料相談窓口開設
会員外の相談も受け付け、事業者の法令遵守を支援
- 2024/01 能登半島沖地震の避難所へクラウド電話を設置・無料開放
JUSA会員が企業の枠を越えて一つの電話ネットワークを構築し・提供
- 2025/06 でんわんセンター（迷惑電話対策相談センター）運営開始

総務省・警察庁・JUSAで番号停止スキームを運用開始



総務省・警察庁・TCA殿と連携し、
特殊詐欺に利用された番号を停止している



報道資料



令和4年11月29日

電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等の
対象事業者の拡大

総務省は、電気通信事業者による特殊詐欺※に利用された固定電話番号等の利用停止等について、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会に通知しました。

※ 特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。以下同じ。）

1 現状

令和元年9月、警察から特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の要請があった場合における電気通信事業者の対応について、一般社団法人電気通信事業者協会に通知し、令和3年11月には、電気通信事業者による特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止等する枠組みの対象として、固定電話番号に加えて、特定IP電話番号（050番号）についても追加することとし、一般社団法人電気通信事業者協会に通知していたところです。

<概要>

(1) 固定電話番号等の利用停止

- ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止を要請する。
- イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等を利用停止の上、警察庁に対し、当該利用停止を行った固定電話番号等の契約者（卸先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。

(2) 新たな固定電話番号等の提供拒否

クラウド型固定電話を被災地で無償提供

能登半島沖地震での活動



JUSA会員各社が協力してネットワークを構築

企画  JUSA

規制対応・政府調整・プロジェクト推進  eligitel

穴水町
避難所

固定電話機



 まほろば工房

 ADJUST ONE

 KDDI
KDDI Web Communications

衛星
ネットワーク

クラウド型
交換機

 SANITSU

クラウド
音声通信網

 SoftBank

一般の方



ありがとうございました。

